

## (7) 財産区 (地方自治法第294条)

(平成15年12月1日現在)

市町村	財産区	設置年月日	組織	任期	定数
四日市市	桜財産区	昭29.7.1	管理会	4年	7人
伊勢市	岡本町財産区	昭25.4.1	議会	4年	6人
名張市	国津財産区	昭29.3.31	議会	4年	10人
熊野市	有馬財産区	明22.4.1	議会	4年	7人
	井戸財産区	明22.4.1	議会	4年	7人
久居市	榊原財産区	昭30.3.1	議会	4年	12人
いなべ市	治田財産区	昭30.8.1	議会	4年	12人
菰野町	千草財産区	明22.4.1	議会	4年	10人
	千種財産区	昭30.4.1	管理会	4年	7人
	鵜川原財産区	昭31.9.30	管理会	4年	6人
	竹永財産区	昭31.9.30	管理会	4年	6人
芸濃町	棕本財産区	昭31.9.30	管理会	4年	6人
	河内財産区	昭31.9.30	議会	4年	6人
一志町	波瀬財産区	昭30.1.15	議会	4年	11人
南島町	吉津財産区	昭30.4.1	管理会	4年	7人
	島津財産区	昭30.4.1	管理会	4年	7人
浜島町	南張財産区	明22.4.1	議会	4年	8人
	塩屋財産区	明22.4.1	議会	4年	6人
	浜島財産区	明22.4.1	議会	4年	12人
	迫子財産区	明22.4.1	議会	4年	8人
伊賀町	柘植財産区	昭34.3.20	議会	4年	11人
大山田村	布引財産区	昭40.4.26	議会	4年	7人
	阿波財産区	昭40.4.26	議会	4年	7人